

理 由

鹿児島臨海トラックターミナルについては、貨物の合理的な輸送と自動車交通の円滑化を図ることを目的に、一般自動車ターミナルとして昭和 51 年に都市計画決定を行った。また、平成 10 年には、市街地の交通の円滑化を図るため、交通の輻輳する位置にある他の自動車ターミナルについて都市計画を廃止するとともに、これらの機能を集約するために鹿児島臨海トラックターミナルの区域を拡大する都市計画の変更を行っている。

しかしながら、近年の経済産業構造の変化により、大型店舗においては産地やメーカーより直接一括大量購入することから、積み替えを必要としない輸送形態へ移行しており、トラックターミナルを経由する荷物が減少している。このため、鹿児島臨海トラックターミナルの取扱貨物量も減少し、施設稼働率は低下している。

このようなことから、現在、大型駐車場として位置づけており、有効活用されていない一部区画を鹿児島臨海トラックターミナルの区域から除外し、鹿児島都市計画区域における当施設の効率的運用を図るため、鹿児島都市計画自動車ターミナルの区域の変更を行うものである。

また、鹿児島都市計画自動車ターミナルのうち、第 1 号から第 5 号までが既に廃止されていることから、第 1 号鹿児島臨海トラックターミナルへ名称の変更を行う。